

【旧前田侯爵家駒場本邸の見学等について】

目黒区立駒場公園にある、「旧前田侯爵家駒場本邸」は、平成3年3月8日に東京都指定有形文化財(建造物)「旧前田侯爵邸洋館」として指定されましたが、平成20年3月26日に洋館と和館を合わせて東京都指定有形文化財(建造物)「旧前田侯爵家駒場本邸」として指定されました。

洋館、和館と茶室、それらをつなぐ渡廊下、春先には桜が咲き誇る庭園など、昭和4～5年(1929～30)の建築当時、「東洋一の邸宅」と称せられた邸宅を、是非御覧下さい。

なお、施設見学、撮影等については下記のとおりです。

〈施設見学について〉

洋館 土曜・日曜・祝日 午前9時から午後4時30分まで
1階、2階部分が無料で見学できます。

和館 月曜の公園休園日を除く、午前9時から午後4時まで
1階の広間を、無料で見学できます。

※月曜が祝日の場合、翌火曜が公園休園日になります。

〈施設利用について〉

洋館館内撮影

火曜から金曜までの平日 午前9時30分から午後4時までの範囲で、有料で撮影場所として利用できます。

※月曜日が祝日又は振替休日に当たるときの翌火曜日、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

撮影希望日の3か月前から1か月前までに、「撮影使用

申請書」「撮影企画書」及び申請者の概要を説明する書類を東京都教育委員会教育長に提出してください。

注意事項、利用条件の詳細は「東京ロケーションボックス」(<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/tlb/>)を御覧いただくか、東京都教育委員会文化財保護係(電話 03-5320-6862)までお問い合わせください。

洋館外観、公園内撮影

火曜から金曜までの平日 午前9時から午後4時までの範囲で、有料で撮影場所として利用できます。

ただし、他の公園利用者の迷惑にならない程度の小規模な撮影に限ります。

※月曜日が祝日又は振替休日に当たるときの翌火曜日、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

※1回の撮影許可は最長4時間まで

使用希望日の3日前(土曜日・日曜日・祝祭日を除く)までに電話予約を行い、目黒区みどり公園課窓口において申請手続を行ってください。使用料は申請の際にお支払いただきますので、つり銭のないように御用意ください。

注意事項、利用条件の詳細は「目黒区みどり公園課」ホームページ(http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sports_koen_yoka/koen/satsuei/index.html)を御覧いただくか、目黒区みどり公園課(電話 03-5722-9741)までお問い合わせください。

和館和室、茶室利用

茶道・華道・俳句等の趣味的な集いに、有料で利用できます。

ただし、営利・飲食・歌を歌うことや楽器を演奏することを目的とした利用はできません。

和館開館日の午前9時から午後4時まで、和館窓口にて、利用日の3か月前から先着順に受け付けます。

注意事項、利用条件についての詳細は「目黒区みどり公園課」ホームページ(http://www.city.meguro.tokyo.jp/kurashi/sports_koen_yoka/koen/omoshiro/komaba/index.html)を御覧いただくか、和館(電話 03-3460-6725)までお問い合わせください。

◆ 編集後記 ◆

今年は新たに3件の文化財が指定されました。これらは、長い年月の中で、守り、引き継がれてきた貴重な財産です。これからもより多くの都民の皆様にご紹介できるような努めてまいります。

次回「東京の文化財第105号」は、
8月31日発行予定です。

平成20年3月31日

発行 東京都教育庁生涯学習部計画課
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電話 03(5320)6862



旧前田侯爵家駒場本邸 (洋館)